

兵庫県公報

平成23年12月9日 金曜日 第2345号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 都市計画法に基づく違反した建築物又は建築物の敷地に係る命令（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	6
○ 平成23年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 入札公告（西播磨県民局）	13
○ 同 上（同）	15
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	18
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	19

告 示

兵庫県告示第1267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市野垣字深谷415、417、字須賀谷503の1
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市辻字火焼860、861、字名取901、字百町924の2、925、925の1、字タキ谷926、926の1、926の2、927、930、931、字乳母懐952、953、字称美谷976の2、976の3、983、字東名取995の1、996、字八代道1025、1043の1、1047の1、1052から1055まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1269号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町奈佐路字知生117の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1270号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町奈佐路字知生117の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1271号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町観音寺字櫛谷奥218の1、219から241まで、241の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1272号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町正法寺字向般若44の11（次の図に示す部分に限る。）、44の12、44の14、字般若45の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町久畑字登尾108の1、109の1から109の3まで、字枕木130の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量及び現況測量）
- 2 作業期間
平成23年8月22日から同年11月21日まで
- 3 作業地域
たつの市揖保川町正條地域



兵庫県告示第1275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号
兵庫県命令東播（加土）（建）第1号
- 2 命令年月日
平成23年11月25日

- 3 建築物又は建築物の敷地の位置
加古郡稲美町岡字東1022番4及び5
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模
鉄骨造平屋建て機械製作工場（延べ面積 420平方メートル）
- 5 命じた措置
 - (1) 平成24年1月31日までに、加古郡稲美町岡字東1022番4及び5（市街化調整区域）にある機械製作工場を、都市計画法の規定に適合する用途の建築物に変更するか、又は除去することを命ずる。
 - (2) 平成23年12月9日から上記(1)の措置がとられるまでの間、当該建築物を使用し、又は使用させることを禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名
加古郡稲美町岡977番地
辻 元 佳 道



兵庫県告示第1276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 命令番号
兵庫県命令東播（加土）（建）第2号
- 2 命令年月日
平成23年11月25日
- 3 建築物又は建築物の敷地の位置
加古郡稲美町岡字東1022番4及び5
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模
鉄骨造平屋建て機械製作工場（延べ面積 420平方メートル）
- 5 命じた措置
平成23年12月9日から、加古郡稲美町岡字東1022番4及び5（市街化調整区域）にある機械製作工場の使用を禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名
加古郡稲美町岡977番地
有限会社章陽工作所 代表取締役 辻 元 章 善

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年11月25日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ポポの家
 - イ 代表者の氏名 永 田 芳 郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野5丁目109番地
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人々に対して、地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害

のある人々の自立支援や地域生活に関する事業を行うと共に、障害者を援助する団体や当事者の会の団体支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年11月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸つむぎ

イ 代表者の氏名 岡 田 さやか

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区本山北町4-2-7

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの健やかな発達を支援するための学童保育事業を中心に、子育てを契機としたあたたかい住民間の関係を形成することを通して、より豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年11月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WE L n e t さんだ

イ 代表者の氏名 小 杉 崇 浩

ウ 主たる事務所の所在地 三田市下井沢332番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人たちが、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていくこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年11月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人神戸寝台車センター

イ 代表者の氏名 石 田 典 生

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区駅南通五丁目3番31号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者等に対する移送サービス事業、老人ホーム等でのイベント開催及び葬儀・死後事務処理に関する相談支援を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日

200 リットル 券	船舶	H16 3307388 ～ H16 3307435	平成24年 3月31日	48	西宮市神楽町5-34 阪神米油株式会社夙川給油所	阪神南 県民局	平成23年 11月7日
------------------	----	---------------------------------	----------------	----	-----------------------------	------------	----------------



平成23年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、平成23年11月10日に次の者を表彰した。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鉄工

小高峯 光 義 尼崎市
奥 田 康 雄 姫路市

製鋼工

藤 丸 稔 加古川市
中 島 正 和 加古川市

鑄鉄連続鑄造工

三 宅 進 二 たつの市

握り鉄製造業

多 鹿 明 夫 小野市

鑿製造職

高 橋 亮 一 三木市

小刀・彫刻刀製造職

長 池 廣 行 三木市

圧延加熱炉工

藤 後 義 郎 神崎郡市川町
角 田 謙 三 姫路市

熱間圧延工

雪 丸 一 久 神戸市東灘区
上四元 一 清 明石市
岡 本 義 信 姫路市

冷間圧延工

谷 口 茂治郎 姫路市

圧延ロール整備工

末 政 茂 小野市

中間製品検査工

小野井 誠 姫路市

非破壊検査工

井 上 雅 之 神戸市西区

鑄物製品検査工

鎌 浦 和 人 尼崎市

厚板剪断工

大 栗 英 俊 加古川市

粉末冶金製品製造工

藤 本 廣 之 姫路市

金属加工の職業

旋盤工

赤井美文	三田市
金澤安廣	姫路市
研ま盤工	
松本幸雄	加古川市
数値制御金属工作機械工	
英健太郎	神戸市垂水区
佐貫伸	三田市
山本勝明	加東市
立石正朋	丹波市
前田昭彦	大阪府豊中市
竹内一幸	加古川市
橋本治雄	高砂市
溝下廣行	神戸市長田区
伊藤清	加古郡稲美町
畝本薫喜	加古郡稲美町
金属工作機械工	
河合正行	小野市
普通旋盤工・数値制御旋盤工	
松浦照幸	神崎郡福崎町
旋盤・ボール盤・フライス盤・中ぐり・数値制御金属工作機械工	
浜野克彦	姫路市
金属手仕上工	
佐藤栄一	朝来市
その他の金属加工等の職業	
鉄工	
石川武芳	加古川市
製かん工	
佐藤敬司	明石市
ばね製造工	
飯田一成	伊丹市
アーク溶接工	
山際一弘	神戸市長田区
貝塚剛	高砂市
山崎裕史	小野市
一般機械器具組立等の職業	
タービン組立・調整工	
大塩誠	明石市
谷口正一	高砂市
三柴眞司	姫路市
産業用機械組立工	
瀧川雄臣	加古郡播磨町
岩本實	明石市
井上弘志	神戸市兵庫区
服部勇	加古川市
造機建設技術職	
鋏谷貞男	神戸市北区
機械修理工	
糸川直隆	姫路市
機械検査工	
尾崎初茂	神戸市西区

環境保全工	
黒山哲夫	伊丹市
熱整備開発工	
上岡義仁	たつの市
電気機械器具組立等の職業	
発電機組立・調整工	
橋本雅裕	たつの市
変圧器組立工	
吉川和男	伊丹市
配電盤・制御盤組立・調整工	
泉達也	加古川市
川口貴一	姫路市
開閉制御機器組立工	
長尾勝巳	三田市
北川原文夫	伊丹市
塩田兼三	宝塚市
網盛伸	伊丹市
電気機械部品組立工	
井口実	明石市
船舶電気技術職	
下門文雄	大阪府茨木市
受信電設備・制御設備保全員	
松原司	加古川市
電気通信機器組立工	
鎮守隆幸	川西市
電気通信機器組立工・修理工	
牧野康則	伊丹市
電子計算機組立・調整工	
正木孝	神戸市垂水区
医療用電子機器組立・調整工	
高木繁行	神戸市長田区
レーザー応用加工機器組立・調整工	
面谷篤佳	川西市
半導体チップ製造工	
宮崎光一	篠山市
特殊電子機器・機械組立工	
岩下学	川辺郡猪名川町
配電・制御装置検査工	
堀田学	尼崎市
佐野佳史	伊丹市
野口権一	赤穂市
半導体実験工	
奥野茂美	神戸市長田区
電気機械器具保守員	
高橋正和	姫路市
前田重己	揖保郡太子町
電気配線工事作業員	
守安靖典	加古郡播磨町
木下英和	加古郡稲美町
荻野政之	西脇市

薦本由生	姫路市
永井侃	姫路市
電気工事検査員	
上垣浩一	伊丹市
井上要	揖保郡太子町
輸送用機械器具組立等の職業	
自動車整備工	
太田康雄	神戸市中央区
行政文男	高砂市
自動車板金工	
准田勝彦	相生市
航空機部品組立工	
山下恭二	加古川市
車両組立工	
景山満吉	神戸市兵庫区
船舶機関部・船体部ぎ装工	
濱崎義雄	加古川市
船用機械検査工	
石川利彦	神戸市須磨区
船体組立工	
日向順一	加古川市
藤本伸二	神戸市兵庫区
衣服の職業	
婦人・子供服仕立職	
山本澄子	神戸市長田区
水田カツ子	明石市
中田洋子	加古川市
紳士服仕立職	
足立直樹	神戸市中央区
和服仕立職	
北村孝子	尼崎市
建設・土木等の職業	
建築大工	
辻井重市	神戸市北区
松下輝夫	西脇市
笹倉秀明	西脇市
河田泰三	姫路市
吉岡正明	豊岡市
大對雅明	篠山市
宮本勇	淡路市
宮本周二	南あわじ市
建築とび工	
森下實	姫路市
保線工、軌道工	
松原剛	明石市
その他の建設・建設機械運転の職業	
れんが積工	
三木良一	姫路市
左官	
田中淳一	神戸市須磨区
増田辰雄	神戸市長田区

山 森 昭 夫	美方郡香美町
配管工	
西 山 樹	西脇市
是 川 邦 昭	姫路市
農業（植木職・造園師）の職業	
造園工	
高 尾 尚 幸	姫路市
吉 田 春 日	尼崎市
黒 田 一 司	加古川市
吉 川 友 康	南あわじ市
栗 田 静 昭	揖保郡太子町
山 下 孝 二	朝来市
手 塚 修	神戸市垂水区
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
西 端 正	篠山市
市 野 晃 司	篠山市
石彫工（工芸的なものを除く）	
石 山 典 昭	豊岡市
石切工・石研ま工・石彫工（工芸的なものを除く）	
内 田 良 造	朝来市
木製品・紙製品製造等の職業	
木製建具製造工	
秋 山 要	養父市
高 杉 一 豊	西脇市
長 井 忠 敬	佐用郡佐用町
畑 繁 男	篠山市
かわぐつ製造工	
鈴 木 康 裕	宍粟市
春 名 明 弘	宍粟市
食料品製造等の職業	
製めん工	
段 林 久 敏	宍粟市
岡 高 義	宍粟市
洋生菓子製造工	
北 村 佳 裕	神戸市北区
中 村 傑 悦	神戸市北区
坊 佳 樹	神戸市東灘区
味そ製造工	
長谷川 憲 司	芦屋市
清酒製造工	
藤 木 正 司	神戸市西区
杜氏	
杉 岡 太 一	美方郡新温泉町
西 垣 榮 勇	美方郡新温泉町
岸 進	美方郡香美町
井 岸 泰 雄	美方郡新温泉町
飲食物調理等の職業	
日本料理調理人	
西 森 徹 治	神戸市北区

- 中華料理調理人
 - 池 田 信 次 芦屋市
- その他の技能工等の職業
 - 表具師
 - 大 浦 祥 一 赤穂郡上郡町
 - 根 津 節 二 神戸市北区
 - 金属塗装工
 - 小 林 芳 成 姫路市
 - 塗装前処理工・木工塗装工・金属塗装工・塗装仕上工
 - 増 田 純 敬 多可郡多可町
 - 畳工
 - 橋 本 要 西宮市
 - 建具ガラスはめ込工
 - 中 村 克 之 神戸市北区
 - 写真工
 - 犬 塚 雅 晴 西宮市
 - 木 村 治 赤穂市
- 装身具等身の回り品製造の職業
 - 漆工・箔押し沈金工
 - 藤 井 隆 博 加古川市
 - 貴金属細工加工工
 - 草 野 美喜子 宝塚市
 - 印章彫刻工
 - 谷 川 奉 見 三田市
- その他の職業
 - クレーン運転工
 - 亀 野 正 己 神戸市北区
 - 振動音響実験工
 - 井 口 新 一 姫路市



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 グリーンプラザべふ
 - 所在地 加古川市別府町緑町2番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
多木化学株式会社	多 木 隆 元	加古川市別府町緑町2番地
別府鉄道株式会社	多 木 隆 成	加古川市別府町緑町8番地
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	代表者の氏名	住所
名称	多 木 隆 元	加古川市別府町緑町2番地
多木化学株式会社	多 木 隆 元	加古川市別府町緑町2番地

別府鉄道株式会社	今井衛国	加古川市別府町緑町8番地
イ 変更後		
名称	代表者の氏名	住所
多木化学株式会社	多木隆元	加古川市別府町緑町2番地
別府鉄道株式会社	多木隆成	加古川市別府町緑町8番地

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後10時まで

イ 変更後

午前2時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年9月29日

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成23年12月9日

5 届出年月日

平成23年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年12月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年4月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年12月9日

契約担当者

西播磨県民局長 藤原由成

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県西播磨総合庁舎で使用する電気 予定数量 419,803キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成27年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

兵庫県西播磨総合庁舎 赤穂郡上郡町光都2-25

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加

資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日（平成24年1月6日（金））までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者であること。ただし、判定を受けていない者で入札参加を希望する者は、兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る書類を添えて、3(2)の場所に提出し、入札参加申込期間の最終日（平成24年1月6日（金））までに入札参加「可」の判定を受けていること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成23年12月9日（金）から平成24年1月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
兵庫県西播磨県民局総務企画室財務課
電話（0791）58-2108

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成23年12月12日（月）から平成24年1月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年2月13日（月）午前10時
場所 兵庫県西播磨総合庁舎1階 第C会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については平成24年2月10日（金）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月9日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成24年4月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで
 - (4) 履行場所
兵庫県龍野庁舎 たつの市龍野町富永1311-3
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日（平成24年1月6日（金））までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者であること。ただし、判定を受けていない者で入札参加を希望する者は、兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る書類を添えて、3(2)の場所に提出し、入札参加申込期間の最終日（平成24年1月6日（金））までに入札参加「可」の判定を受けていること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間
平成23年12月9日（金）から平成24年1月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
兵庫県西播磨県民局総務企画室財務課
電話（0791）58-2108
- 4 入札参加申込書、入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間
平成23年12月12日（月）から平成24年1月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先
3(2)に同じ。
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 平成24年2月13日（月）午前10時15分
場所 兵庫県西播磨総合庁舎1階 第C会議室
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による

信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については平成24年2月10日（金）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月9日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成24年1月6日（金）午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年

兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshinaru Fujiwara, Director General of Nishi-Harima District Administration Office

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 525,727kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2012 through March 31, 2015

(4) Location:

Tatsuno Office Buildings

(5) Deadline for tender:

10:15 February 13, 2012 by direct delivery

17:00 February 10, 2012 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Finance Division, General Affairs Office, Nishi-harima District Administration Office

Hyogo Prefectural Government

2-25 Koto, Kamigori-cho, Ako-gun, Hyogo 678-1205

TEL (0791)58-2108

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年12月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

介護付有料老人ホーム はびね神戸学園都市	同 市西区学園西町1-1-2
----------------------	----------------

を

「

介護付有料老人ホーム はびね神戸学園都市	同 市西区学園西町1-1-2
社会福祉法人報恩会 特別養護老人ホーム パーマリィ・イン西神春日台	同 市西区春日台7丁目45-2
社会福祉法人報恩会 ケアハウス パーマリィ・イン西神春日台	同 市西区春日台7丁目45-2

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第523号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年12月9日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成24年3月17日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成23年12月16日（金）から平成24年3月2日（金）までの間（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
 - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046